

保護者様

四日市メリノール学院中学校・高等学校

学校感染症と出席停止について

医師により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法により本人の健康回復と周囲への感染防止のため、出席停止となります。出席停止の期間は欠席扱いになりませんので、医師の指示に従い必要な期間、十分に治療や休養をとられますようお願いいたします。

なお、登校するにあたり、下欄の治癒証明書を医師に記入していただき、登校時に担任へ提出してください。

治 癒 証 明 書

生徒名	年 組
病名 ○で囲んでください	学校感染症 第二種 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 学校感染症 第三種 コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス パラチフス ・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎
出席停止期間	月 日 () ～ 月 日 () まで
登校日	月 日 () より 登校可能

上記の者は治療・療養の結果、感染する恐れがなくなりましたので、登校してもさしつかえないことを認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名